



# 第7章

# 地域支援事業の推進

# 第7章 地域支援事業の推進

## 1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

本区の地域支援事業は、介護保険法に基づく、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されています。

★は、社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。

【図表】7-1 地域支援事業の全体像

1 介護予防・日常生活支援総合事業	(1) 総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ 短期集中予防サービス ④ 介護予防ケアマネジメント
	(2) 一般介護予防事業	① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業 ★ ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
2 包括的支援事業	(1) 高齢者あんしん相談センターの運営 ★ (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症施策の推進 (4) 生活支援体制整備事業 ★ (地域での支え合い体制づくりの推進) (5) 地域ケア会議の推進	
3 任意事業	(1) 介護給付等費用適正化事業	① 給付費通知 ② 介護保険事業者等指導事務
	(2) 家族介護支援事業	① 家族交流会・介護者教室 ② 認知症高齢者等見守り事業
	(3) その他事業	① 成年後見制度利用支援事業 ② 住宅改修支援事業 ③ 認知症サポート養成講座

## 2 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本事業は、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援者及び基本チェックリストで判定された対象者に対して必要な支援を行う「総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と、第1号被保険者に対して体操等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成され、本区においては、平成28年10月1日から事業を開始しました。

なお、要介護・要支援状態等になるおそれの高い状態にあると認められる総合サービス事業対象者については、高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効果的に実施していきます。

### 1) 総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）

#### ① 訪問型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助のサービスを、個々の利用者の状況に応じて行うことにより、自立した生活を送ることができることを目指し、支援を行います。

【図表】 7-2 訪問型サービス実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問型サービス	4,546人	4,420人	4,473人

【図表】 7-3 訪問型サービス実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	4,798人	4,798人	4,798人

## ② 通所型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、デイサービス事業所において食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供し、心身機能の維持向上を図ります。

【図表】 7-4 通所型サービス実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
通所型サービス	7,448人	7,110人	7,507人

【図表】 7-5 通所型サービス実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービス	8,058人	8,058人	8,058人

## ③ 短期集中予防サービス

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護・要支援状態になることを予防するため、以下の事業を行います。

### ア 複合型プログラム事業

理学療法士や作業療法士等の指導による、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの体操に加え、管理栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。

一部の会場では、高齢者用マシンを使用した運動も行います。

### イ 訪問型プログラム事業

介護予防ケアマネジメントを実施し、事業の必要があるとされた場合に、理学療法士、柔道整復師等が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

【図表】 7-6 短期集中予防サービス実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	137人	136人	288人
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	17人	26人	42人
訪問型プログラム事業	0人	1人	2人
合 計	154人	163人	332人

【図表】 7-7 短期集中予防サービス実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	300人	300人	300人
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	60人	60人	60人
訪問型プログラム事業	2人	2人	2人
合 計	362人	362人	362人

#### ④ 介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センター等は、総合サービス事業の対象者がホームヘルプサービスやデイサービス又は短期集中予防サービスの利用を希望する場合に、対象者の心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付します。

サービス利用開始後は、対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス提供事業者等との調整や助言を行います。

【図表】 7-8 介護予防ケアマネジメント実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防ケアマネジメント	6,795人	6,499人	6,971人

【図表】 7-9 介護予防ケアマネジメント実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント	7,271人	7,271人	7,271人

## 2) 一般介護予防事業

### ① 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の高齢者に、「基本チェックリスト<sup>11</sup>」を送付し、生活機能に低下が見られるか把握するとともに、自分の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。

【図表】 7-10 介護予防把握事業実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
調査票発送者数	11,841人	6,959人	7,595人
調査票有効回答者数	8,162人	4,746人	4,965人
短期集中予防サービス対象者数	2,093人	1,212人	1,227人

【図表】 7-11 介護予防把握事業実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査票発送者数	8,000人	8,000人	8,000人
調査票有効回答者数	5,000人	5,000人	5,000人
短期集中予防サービス対象者数	1,200人	1,200人	1,200人

※対象者（介護認定を受けていない方で、当該年4月1日現在の年齢に基づき決定）

令和3年度：75歳以上85歳以下の方

令和4年度以降：75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方

<sup>11</sup> **基本チェックリスト** 要介護状態とならず、元気な生活を送るため、運動機能・口腔機能などの生活機能の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

## ② 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

【図表】 7-12 介護予防普及啓発事業実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
文の京介護予防体操	632人	692人	585人
介護予防教室	1,206人	2,379人	2,245人
介護予防講演会	95人	163人	200人
出前講座	73人	23人	40人
介護予防展	436人	546人	600人
合 計	2,442人	3,803人	3,670人

【図表】 7-13 介護予防普及啓発事業実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
文の京介護予防体操事業	585人	585人	585人
介護予防教室	1,715人	1,715人	1,715人
介護予防講演会	200人	200人	200人
出前講座	40人	40人	40人
介護予防展	600人	600人	600人
合 計	3,140人	3,140人	3,140人

### ③ 地域介護予防活動支援事業

#### ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。

【図表】 7-14 介護予防ボランティア指導者等の登録者数実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
文の京介護予防体操推進リーダー	81人	83人	86人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	25人	30人	33人
合 計	106人	113人	119人

【図表】 7-15 介護予防ボランティア指導者等の新規養成者数実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
文の京介護予防体操推進リーダー	10人	10人	10人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	5人	5人	5人
合 計	15人	15人	15人

#### イ 通いの場への運営支援

介護予防のための体操とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による住民主体の通いの場への運営支援を行います。

【図表】 7-16 通いの場への運営支援実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
通いの場運営団体数	26団体	28団体	32団体

【図表】 7-17 通いの場への運営支援実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場運営団体数	34団体	36団体	38団体

### ④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業については、高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、評価を行います。

## ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者あんしん相談センターと連携しながら、地域ケア会議、住民運営の通いの場等における取組を総合的に支援します。

具体的には、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、高齢者の有する能力を評価し、改善の方向性の助言などを行います。

# 3 包括的支援事業

---

高齢者あんしん相談センターでは、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント等を行っています。

また、包括的支援事業では、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者あんしん相談センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行います。

## 1) 高齢者あんしん相談センターの運営

令和4年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の21.6%に当たる9,414人に対し、延べ39,973件の相談・支援を行っています。

今後もセンターの認知度向上に取り組むとともに、高齢者の地域の身近な総合相談窓口としての機能を強化します。

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を担う文京区地域包括ケア推進委員会に報告します。

なお、個人情報の取扱いについては、介護保険法の規定により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられるとともに、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するようにしています。

【図表】 7-18 高齢者あんしん相談センター総合相談業務の実績及び見込み

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和8年度
高齢者人口	43,663人	43,608人	43,638人	45,614人
相談実人数	9,479人	9,414人	9,978人	11,882人
総相談件数	37,183人	39,973人	42,559人	46,809人
電話	19,913人	21,282人	22,346人	25,867人
訪問	8,491人	9,844人	10,010人	10,652人
来所	6,449人	7,400人	7,429人	7,516人
その他	2,330人	1,447人	2,774人	2,774人

※高齢者人口は、令和3～令和5年度は1月1日付住民基本台帳人口、令和8年度は推計。

※令和5年度の相談実人数及び総相談件数は見込み。

※以下2)～5)については、「第6章 地域包括ケアシステムの推進」の「1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」の中で記載しています。

## 2) 在宅医療・介護連携の推進

## 3) 認知症施策の推進

## 4) 生活支援体制整備事業（地域での支え合い体制づくりの推進）

## 5) 地域ケア会議の推進

# 4 任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を実施します。

## 1) 介護給付等費用適正化事業

### ① 給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス（総合サービス事業）利用状況のお知らせ」（介護給付費通知）を年2回送付しています。

介護サービス等の給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見及び適切なサービス利用につなげることを目的に実施します。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

## ② 介護保険事業者等指導事務

介護サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを確保するために集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。また、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。

また、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を定期的に行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 2)③ケアプラン点検の実施」及び「2 3)①事業者に対する指導監督」の中で記載しています。

【図表】 7-19 介護給付等費用適正化事業実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
給付費通知	14,646 件	14,891 件	15,554 件
事業者指導事業	13 回	16 回	30 回

【図表】 7-20 介護給付等費用適正化事業実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費通知	16,200 件	16,200 件	16,200 件
事業者指導事業	30 回	30 回	30 回

## 2) 家族介護支援事業

### ① 認知症家族交流会及び認知症介護者教室

認知症介護者の情報交換や負担軽減を図る場として、認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護の方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】 7-21 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16 回	16 回	16 回

【図表】 7-22 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16回	16回	16回

## ② 認知症高齢者等見守り事業

認知症の症状による高齢者等の行方不明発生の防止、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進することにより、認知症高齢者等の外出しやすい環境を整えるとともに、介護を行う家族や支援者の負担軽減を図ります。

### ア ただいま！支援登録

本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、区、高齢者あんしん相談センター及び区内4警察署で情報共有を行います。

### イ ただいま！支援SOSメール

「ただいま！支援登録」による登録者等が行方不明となった際、あらかじめ登録した地域の協力事業者・協力サポーターへ電子メールを一斉配信し、可能な範囲内で捜索の協力を依頼します。

### ウ おでかけ見守りシールの配付

「ただいま！支援登録」の登録者に行方不明発見時に、24時間365日、区や警察を経由せずに発見者と家族が迅速に連絡を取り合えるQRコード付きステッカー・シールを配布します。

### エ 靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付

行方不明となった認知症高齢者等の発見時、速やかな身元判明に役立つ靴用反射ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付を行います。

### オ 「うちに帰ろう」模擬訓練

地域での対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生から保護までの流れを地域で模擬的に体験する訓練を実施します。

## カ 高齢者GPS探索サービス事業

民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの利用に対して、申込みに関わる経費の助成を行います。

### 3) その他事業

#### ① 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の利用が必要と認められるにもかかわらず、申立てを行う親族がない等の場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

#### ② 住宅改修支援事業

要介護や要支援の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど介護に必要な小規模な住宅改修を行う場合、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が住宅改修に関する相談に応じ、「住宅改修が必要な理由書(以下、「理由書」という。)」を作成します。

また、ケアマネジャーがいない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の補助を行います。

【図表】 7-23 住宅改修支援事業実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
住宅改修支援事業(補助)	39件	36件	40件

【図表】 7-24 住宅改修支援事業実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修支援事業(補助)	60件	60件	60件

#### ③ 認知症サポーター養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施します。

詳しくは、「第5章 2 計画事業」の1-3-2 「認知症サポーター養成講座」において記載しています。

【図表】 7-25 認知症サポーター養成講座実績

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症サポーター養成講座	647人	765人	700人
文京区サポーター総数	16,565人	17,330人	18,030人
実践講座の参加者数	26人	23人	20人

【図表】 7-26 認知症サポーター養成講座実施見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	1,000人	1,000人	1,000人
文京区サポーター総数	18,300人	19,300人	20,300人
実践講座の参加者数	20人	20人	20人

#### 4) 地域支援事業に要する費用の見込み

地域支援事業に必要な費用については、保険料と公費等の交付金で賄われます。その算定については、文京区における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営状況、75歳以上の高齢者人口の伸び等を勘案した金額が上限となります。第9期における地域支援事業に要する費用の見込みは、以下のとおりです。

【図表】 7-25 地域支援事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	452,260	452,450	452,659	1,357,369
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	379,313	379,503	379,712	1,138,528
訪問型サービス	84,992	84,992	84,992	254,976
通所型サービス	208,658	208,658	208,658	625,974
短期集中予防サービス	45,217	45,217	45,217	135,651
介護予防ケアマネジメント	37,762	37,762	37,762	113,286
高額・高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業	1,902	2,092	2,301	6,295
審査支払手数料	782	782	782	2,346
一般介護予防事業	72,947	72,947	72,947	218,841
介護予防把握事業	8,774	8,774	8,774	26,322
介護予防普及啓発事業	53,530	53,530	53,530	160,590
地域介護予防活動支援事業	9,983	9,983	9,983	29,949
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	660	660	660	1,980
包括的支援事業	354,685	354,685	354,685	1,064,055
高齢者あんしん相談センターの運営	286,041	286,041	286,041	858,123
在宅医療・介護連携の推進	18,684	18,684	18,684	56,052
認知症施策の推進	7,363	7,363	7,363	22,089
生活支援体制整備事業	33,467	33,467	33,467	100,401
地域ケア会議の推進	9,130	9,130	9,130	27,390
任意事業	12,783	13,130	13,463	39,376
介護給付等費用適正化事業	748	748	748	2,244
給付費通知	1,652	1,652	1,652	4,956
介護保険事業者等指導事務	748	748	748	2,244
家族介護支援事業	1,821	1,821	1,821	5,463
認知症家族交流会・介護者教室	480	480	480	1,440
認知症高齢者等見守り事業	1,341	1,341	1,341	4,023
その他の事業	8,562	8,909	9,242	26,713
成年後見制度利用支援事業	8,018	8,365	8,698	25,081
住宅改修支援事業	120	120	120	360
認知症サポーター養成講座	424	424	424	1,272
<b>合 計</b>	<b>819,728</b>	<b>820,265</b>	<b>820,807</b>	<b>2,460,800</b>





# 第8章

## 介護保険事業の現状と 今後の見込み

# 第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み

## 1 第1号被保険者数の実績と推計

第1号被保険者数は、令和3年度から令和5年度にかけて横ばい傾向にあるものの、今後は増加すると見込まれます。

その内訳を見ると、令和5年度以降、令和8年度までの間、前期高齢者（65歳～74歳）の減少を上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の人数が増加すると見込んでいます。

【図表】8-1 第1号被保険者数の実績と推計①

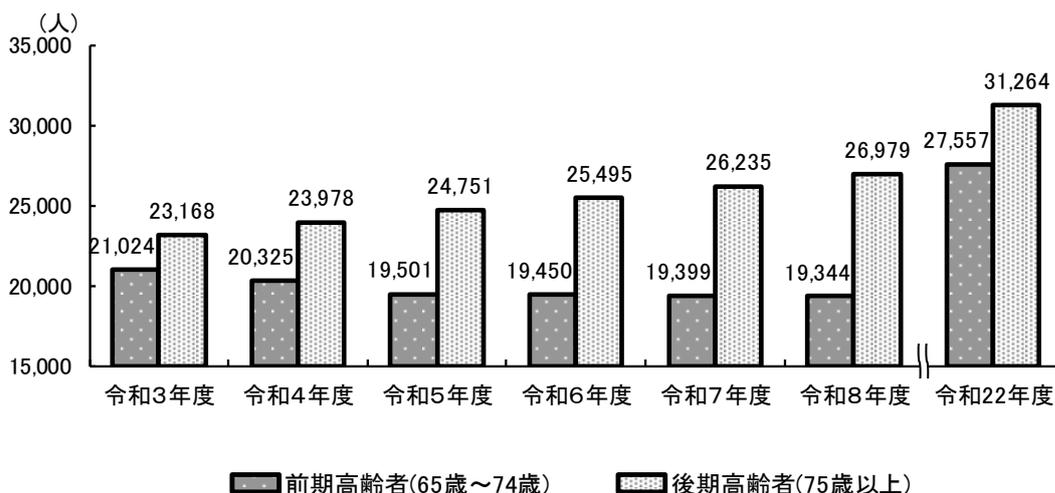
(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者 (65歳以上)		44,192	44,303	44,252	44,945	45,634	46,323	58,821
内訳	前期高齢者 (65歳～74歳)	21,024	20,325	19,501	19,450	19,399	19,344	27,557
	後期高齢者 (75歳以上)	23,168	23,978	24,751	25,495	26,235	26,979	31,264

※住所地特例<sup>12</sup>者を含む。

資料：介護保険事業状況報告月報（令和3年度から令和5年度まで、各年8月末現在）、令和6年度以降は推計。

【図表】8-2 第1号被保険者数の実績と推計②



### ※介護保険における被保険者

第1号被保険者：区内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者：区内に住所を有する40歳～64歳の医療保険加入者。

<sup>12</sup> 住所地特例 文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合でも、引き続き文京区の被保険者となる制度のこと。

## 2 要介護・要支援認定者数の実績と推計

要介護・要支援認定者数は、令和3年度から令和5年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、令和8年度まで増加すると見込んでいます。

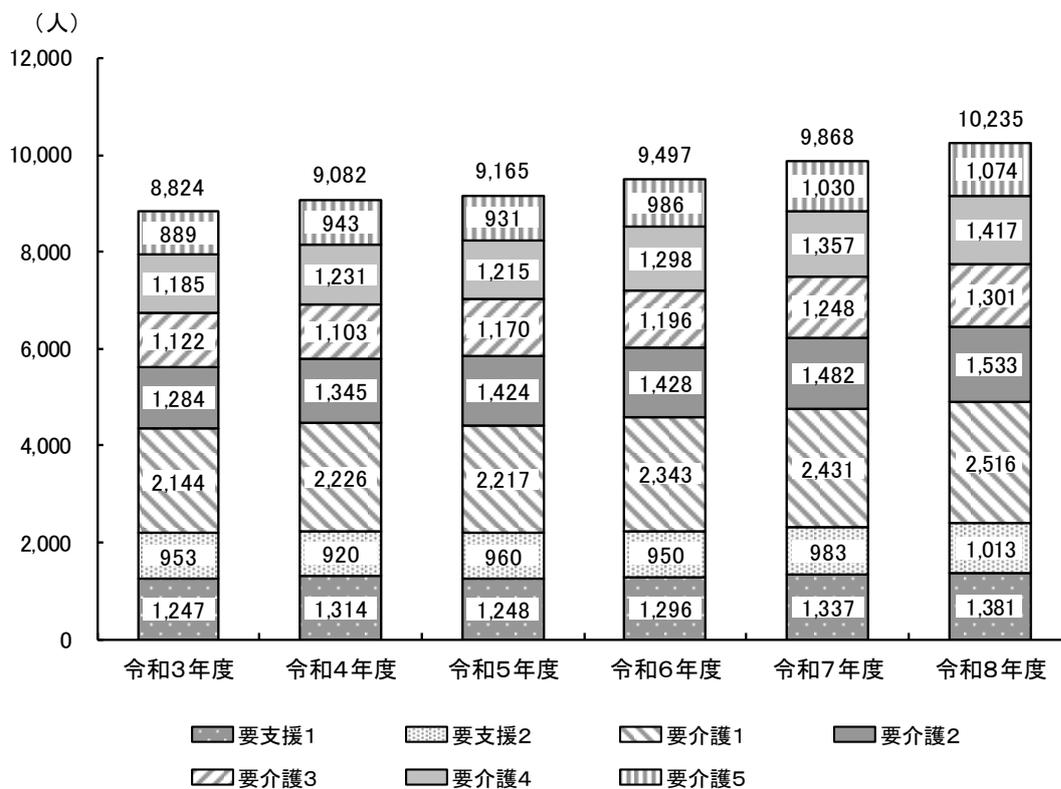
その内訳を見ると、令和6年度以降、前期高齢者（65歳～74歳）における認定者数の減少を大きく上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の認定者数が増加すると見込んでいます。

【図表】8-3 要介護・要支援認定者数の実績と推計①

			合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
実績	令和3年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,824	1,247	953	2,144	1,284	1,122	1,185	889	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	853	138	122	180	143	103	85	82
			75歳以上 (後期高齢者)	7,768	1,090	803	1,930	1,101	998	1,077	769
	令和4年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,082	1,314	920	2,226	1,345	1,103	1,231	943	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	811	119	109	185	147	92	77	82
			75歳以上 (後期高齢者)	8,079	1,175	788	2,014	1,156	989	1,135	822
	令和5年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,165	1,248	960	2,217	1,424	1,170	1,215	931	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	755	101	96	168	154	87	77	72
			75歳以上 (後期高齢者)	8,208	1,127	834	2,014	1,228	1,056	1,119	830
推計	令和6年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,497	1,296	950	2,343	1,428	1,196	1,298	986	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	769	101	103	178	139	87	82	79
			75歳以上 (後期高齢者)	8,523	1,173	823	2,130	1,244	1,086	1,196	871
	令和7年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,868	1,337	983	2,431	1,482	1,248	1,357	1,030	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	757	99	102	175	137	86	80	78
			75歳以上 (後期高齢者)	8,902	1,216	856	2,220	1,299	1,139	1,257	915
	令和8年度	認定者数 (第1号及び第2号)	10,235	1,381	1,013	2,516	1,533	1,301	1,417	1,074	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	741	97	99	171	133	85	79	77
			75歳以上 (後期高齢者)	9,282	1,261	889	2,309	1,354	1,192	1,317	960

※令和3年度から令和5年度までは4月1日時点の実績。

【図表】 8-4 要介護・要支援認定者数の実績と推計②



### 3 第8期計画（令和3年度～令和5年度）と実績

介護保険が対象とする事業は、要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付及び区が独自に実施する地域支援事業があります。

第8期計画と実績は、それぞれ次のようになっています。

#### 1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス（要介護1から5までの方が対象）・介護予防居宅サービス（要支援1と2の方が対象）は、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の手助けを行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い、必要な日常生活の世話や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の世話や機能訓練を受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などの宿泊系サービスがあります。

居宅サービスと介護予防居宅サービスにおける合計の給付費は、第8期計画に対する実績が100.3%となっており、概ね計画に沿ったものとなっています。

居宅サービス給付費におけるサービス別の実績を見ると、短期入所療養介護が148.5%となっており、計画を上回っています。

また、介護予防居宅サービスでは、介護予防特定福祉用具販売が135.0%、介護予防居宅管理指導が107.4%となっており、計画を上回っています。

※ 図表における給付費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合があります。

【図表】 8-5 居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
訪問介護	324,668回	330,361回	347,567回	1,002,596回	988,966回	101.4%
	23,636人	24,573人	25,848人	74,057人	71,454人	103.6%
訪問入浴介護	10,024回	9,892回	10,408回	30,324回	31,125回	97.4%
	2,024人	2,077人	2,184人	6,285人	6,225人	101.0%
訪問看護	115,305回	122,600回	128,986回	366,891回	333,703回	109.9%
	17,446人	19,090人	20,088人	56,624人	50,561人	112.0%
訪問リハビリテーション	8,969回	8,513回	8,957回	26,439回	28,512回	92.7%
	1,648人	1,572人	1,656人	4,876人	5,002人	97.5%
居宅療養管理指導	55,338人	59,171人	62,256人	176,765回	165,877人	106.6%
通所介護	141,697回	142,052回	149,450回	433,199回	471,001回	92.0%
	15,365人	16,348人	17,196人	48,909人	47,666人	102.6%
通所リハビリテーション	25,949回	24,033回	25,285回	75,267回	85,760回	87.8%
	3,568人	3,380人	3,552人	10,500人	11,299人	92.9%
短期入所生活介護	30,362日	32,695日	34,398日	97,455日	88,110日	110.6%
	3,286人	3,480人	3,660人	10,426人	9,790人	106.5%
短期入所療養介護	4,062日	3,781日	3,978日	11,821日	8,307日	142.3%
	438人	450人	468人	1,356人	1,013人	133.9%
特定施設入居者生活介護	11,690人	11,858人	12,468人	36,016人	38,589人	93.3%
福祉用具貸与	30,981人	32,537人	34,236人	97,754人	94,728人	103.2%
特定福祉用具販売	543人	522人	552人	1,617人	1,824人	88.7%
住宅改修	379人	346人	360人	1,085人	1,080人	100.5%
居宅介護支援	43,787人	45,737人	48,120人	137,644人	134,999人	102.0%

※令和5年度は見込み。

【図表】 8-6 居宅サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
訪問介護	1,618,162	1,741,963	1,872,938	5,233,063	5,124,608	102.1%
訪問入浴介護	132,528	131,983	133,191	397,701	415,907	95.6%
訪問看護	892,655	963,967	1,046,312	2,902,934	2,619,844	110.8%
訪問リハビリテーション	64,390	61,105	63,271	188,766	202,424	93.3%
居宅療養管理指導	389,895	415,021	443,198	1,248,114	1,135,495	109.9%
通所介護	1,127,687	1,120,834	1,197,016	3,445,537	3,572,764	96.4%
通所リハビリテーション	227,509	213,735	227,052	668,296	676,585	98.8%
短期入所生活介護	270,208	296,168	359,508	925,884	798,731	115.9%
短期入所療養介護	46,828	44,598	55,227	146,653	98,753	148.5%
特定施設入居者生活介護	2,298,140	2,354,187	2,412,743	7,065,070	7,615,052	92.8%
福祉用具貸与	432,461	460,262	479,785	1,372,508	1,308,496	104.9%
特定福祉用具販売	16,016	16,759	20,723	53,498	59,304	90.2%
住宅改修	28,619	26,847	34,658	90,124	92,979	96.9%
居宅介護支援	679,737	721,231	746,489	2,147,456	2,062,323	104.1%
合計	8,224,836	8,568,660	9,092,110	25,885,606	25,783,265	100.4%

※令和5年度は見込み。

【図表】 8-7 介護予防居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防 訪問入浴介護	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0.0%
介護予防訪問看護	12,111回 2,631人	11,469回 2,640人	12,066回 2,772人	35,646回 8,043人	35,888回 7,802人	99.3% 103.1%
介護予防 訪問リハビリテーション	1,691回 332人	1,195回 266人	1,258回 276人	4,144回 874人	3,982回 724人	104.1% 120.7%
介護予防 居宅療養管理指導	4,821人	4,409人	4,644人	13,874人	13,727人	101.1%
介護予防 通所リハビリテーション	764人	691人	732人	2,187人	2,156人	101.4%
介護予防 短期入所生活介護	224日 35人	191日 34人	200日 36人	615日 105人	910日 175人	67.6% 60.0%
介護予防 短期入所療養介護	32日 6人	9日 2人	0日 0人	41日 8人	0回 0人	0.0% 0.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	1,513人	1,403人	1,476人	4,392人	4,492人	97.8%
介護予防福祉用具貸与	6,759人	6,898人	7,260人	20,917人	22,524人	92.9%
介護予防 特定福祉用具販売	156人	162人	168人	486人	336人	144.6%
介護予防住宅改修	163人	195人	204人	562人	540人	104.1%
介護予防支援	8,976人	8,897人	9,360人	27,233人	29,140人	93.5%

※令和5年度は見込み。

【図表】 8-8 介護予防居宅サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0.0%
介護予防訪問看護	77,484	73,644	88,644	239,772	256,294	93.6%
介護予防 訪問リハビリテーション	11,274	7,805	7,946	27,026	27,001	100.1%
介護予防居宅療養管理指導	30,291	28,316	29,802	88,410	82,287	107.4%
介護予防 通所リハビリテーション	27,091	23,940	24,060	75,091	73,086	102.7%
介護予防短期入所生活介護	1,457	1,333	1,425	4,216	5,774	73.0%
介護予防 短期入所療養介護	340	92	0	431	0	0.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	104,178	98,345	99,139	301,662	316,964	95.2%
介護予防福祉用具貸与	34,222	36,473	38,405	109,100	104,725	104.2%
介護予防 特定福祉用具販売	3,756	4,188	4,914	12,858	9,526	135.0%
介護予防住宅改修	14,768	16,393	19,784	50,946	47,184	108.0%
介護予防支援	45,553	45,487	48,099	139,139	146,721	94.8%
合計	350,415	336,015	362,219	1,048,650	1,069,562	98.0%

※令和5年度は見込み。

【図表】 8-9 居宅サービス給付費と介護予防居宅サービス給付費の合計

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
居宅サービス給付費 +介護予防居宅サービス給付費	8,575,251	8,904,675	9,454,329	26,934,256	26,852,827	100.3%

※令和5年度は見込み。

## 2) 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設、在宅復帰へ向けてリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設及び医療的なケアが必要な方が入所する介護療養型医療施設があります。

施設サービスにおける給付費は、第8期計画に対する実績が91.3%となっており、計画を下回っています。

施設サービス給付費におけるサービス別の実績を見ると、どのサービスも、計画を下回っています。

【図表】 8-10 施設サービス利用量

(年間の延べ数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護老人福祉施設	8,078人	7,533人	7,920人	23,531人	23,863人	98.6%
介護老人保健施設	3,506人	3,621人	3,804人	10,931人	12,600人	86.8%
介護療養型医療施設	189人	84人	84人	357人	1,356人	26.3%
介護医療院	236人	299人	312人	847人	-	-

※令和5年度は見込み。

【図表】 8-11 施設サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護老人福祉施設	2,084,278	2,079,067	2,084,101	6,247,445	6,577,649	95.0%
介護老人保健施設	1,062,338	1,097,380	1,123,962	3,283,680	3,822,995	85.9%
介護療養型医療施設	68,686	30,411	12,432	111,528	530,732	21.0%
介護医療院	91,222	113,104	132,731	337,057	-	-
合計	3,306,523	3,319,962	3,353,226	9,979,711	10,931,376	91.3%

※令和5年度は見込み。

### 3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、対象を区民に限定して提供されるサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護など、地域の中での交流や関係機関との連携を密にした介護サービスを提供しています。

【図表】 8-12 地域密着型サービス利用量

	(年間の延べ数)					
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	第8期実績 実績	第8期計画 計画	計画比
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	450人	410人	432人	1,292人	2,412人	53.6%
夜間対応型訪問介護	406人	514人	540人	1,460人	1,440人	101.4%
認知症対応型通所介護	10,637回	11,131回	11,711回	33,479回	37,974回	88.2%
	1,096人	1,159人	1,224人	3,479人	3,960人	87.9%
小規模多機能型 居宅介護	1,268人	1,265人	1,332人	3,865人	4,416人	87.5%
看護小規模多機能型 居宅介護	259人	244人	252人	755人	1,020人	74.0%
認知症対応型 共同生活介護	1,872人	1,844人	1,944人	5,660人	6,060人	93.4%
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	849人	848人	888人	2,585人	2,520人	102.6%
地域密着型通所介護	53,590回	53,590回	57,894回	165,074回	196,068回	84.2%
	7,832人	8,266人	8,700人	24,798人	26,640人	93.1%
介護予防認知症対応型 通所介護	34回	17回	0回	51回	0回	0.0%
	8人	4人	0人	12人	0人	0.0%
介護予防小規模多機能 型居宅介護	68人	62人	60人	190人	288人	66.0%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%

※令和5年度は見込み。

【図表】 8-13 地域密着型サービス給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	64,283	72,251	102,575	239,109	386,554	61.9%
夜間対応型訪問介護	9,665	12,593	11,360	33,618	47,995	70.0%
認知症対応型通所介護	111,148	115,735	117,350	344,233	399,370	86.2%
小規模多機能型居宅介護	256,200	282,898	313,985	853,083	918,178	92.9%
看護小規模多機能型居宅介護	79,534	74,855	88,176	242,564	309,580	78.4%
認知症対応型共同生活介護	496,491	495,912	512,501	1,504,905	1,630,390	92.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	255,455	259,171	253,827	768,454	703,502	109.2%
地域密着型通所介護	336,063	352,509	366,464	1,055,036	1,237,029	85.3%
介護予防認知症対応型通所介護	312	156	0	469	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,259	5,185	5,341	15,785	25,835	61.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0.0%
合計	1,614,412	1,671,265	1,771,579	5,057,256	5,658,433	89.4%

※令和5年度は見込み。

## 4) 地域支援事業

地域支援事業全体の計画比は、3年間で89.2%となっており、概ね順調に推移しています。

### ○介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成28年10月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域支援事業に移行するとともに、介護予防事業を再編しました。

介護予防・生活支援サービス事業については、訪問型サービスで、計画値を上回る利用があり、事業が定着してきています。

一般介護予防事業については、介護予防把握事業にて75歳以上85歳以下の高齢者に対し健康質問調査票の送付による調査を継続しています。調査結果に応じ高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中予防サービスを始めとする適切な事業に勧奨して、要介護状態となることを未然に防ぐための事業展開を図っています。

介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業については、文の京介護予防体操等を通じて、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供するとともに、住民同士のゆるやかな助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、住民主体の通いの場へ運営支援を行っています。

### ○包括的支援事業

在宅医療・介護連携の推進については、在宅療養に関する相談に対応する窓口として在宅療養支援連携相談窓口事業を実施するとともに、地域のかかりつけ医等の情報を掲載した地域資源マップの作成などを行いました。

生活支援サービスの体制整備については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を平成28年度から日常生活圏域ごとに配置しています。

### ○任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実績が計画を下回っています。今後も事業ごとに利用状況を見極めながら、事業展開を図っていきます。

【図表】 8-14 地域支援事業費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	第8期実績	第8期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防・日常生活支援総合事業	400,212	400,871	435,184	1,236,267	1,445,167	85.5%
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	353,449	340,215	357,343	1,051,007	1,272,407	82.6%
訪問型サービス	78,758	76,496	79,159	234,413	260,481	90.0%
通所型サービス	194,130	184,309	194,380	572,820	733,038	78.1%
短期集中予防サービス	43,537	43,665	45,082	132,285	135,393	97.7%
介護予防ケアマネジメント事業	35,154	33,799	36,217	105,170	133,388	78.8%
高額・高額医療合算介護予防・ 生活支援サービス事業	1,133	1,242	1,771	4,147	7,403	56.0%
審査支払手数料	736	704	734	2,174	2,704	80.4%
一般介護予防事業	46,763	60,656	77,841	185,260	172,760	107.2%
介護予防把握事業	8,349	6,964	8,704	24,017	19,250	124.8%
介護予防普及啓発事業	31,932	46,659	60,227	138,818	127,008	109.3%
地域介護予防活動支援事業	6,394	6,769	8,514	21,677	24,522	88.4%
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0.0%
地域リハビリテーション活動支援事業	88	264	396	748	1,980	37.8%
包括的支援事業	305,159	326,521	348,169	979,849	1,037,505	94.4%
高齢者あんしん相談センターの運営	249,619	269,906	284,142	803,667	851,472	94.4%
在宅医療・介護連携の推進	17,331	17,652	21,444	56,427	53,406	105.7%
認知症施策の推進	5,941	5,836	6,111	17,888	21,624	82.7%
生活支援体制整備事業	23,996	24,821	27,380	76,197	82,023	92.9%
地域ケア会議の推進	8,272	8,305	9,092	25,669	28,980	88.6%
任意事業	9,174	9,213	11,513	29,899	36,379	82.2%
介護給付等費用適正化事業	1,535	1,966	2,166	5,667	6,547	86.6%
給付費通知事業	1,381	1,496	1,577	4,454	4,642	95.9%
介護保険事業者等指導事務	154	471	589	1,214	1,905	63.7%
家族介護支援事業	2,394	2,135	2,070	6,599	7,398	89.2%
認知症家族交流会・介護者教室	579	545	635	1,759	1,737	101.3%
認知症高齢者等見守り事業	1,815	1,590	1,435	4,840	5,661	85.5%
その他の事業	5,245	5,111	7,277	17,633	22,434	78.6%
成年後見制度利用支援事業	5,167	5,039	7,197	17,403	22,074	78.8%
住宅改修支援事業	78	72	80	230	360	63.9%
<b>合 計</b>	<b>714,545</b>	<b>736,605</b>	<b>794,866</b>	<b>2,246,016</b>	<b>2,519,051</b>	<b>89.2%</b>

※地域支援事業費については、原則として単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。

## 4 第9期計画（令和6年度～令和8年度）の介護サービス利用 見込み

過去の利用実績（利用人数、利用回数）、給付費、高齢者数・認定者数の将来推計、介護基盤年度別整備計画及び介護サービス利用者の動向等を分析し、第9期計画の介護サービス利用見込みを推計しています。

### 1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

#### ア 訪問介護

- ・訪問介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

訪問介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	324,668	330,361	347,567	361,764	373,224	385,068
延べ利用人数	23,636	24,573	25,848	26,088	26,916	27,768
給付費（千円）	1,618,162	1,741,963	1,872,938	1,970,487	2,032,918	2,097,422

※令和5年度は見込み。

#### イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・訪問入浴介護は、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問入浴介護は、介護サービス利用者の動向等より、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

#### 【実績と計画】

訪問入浴介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	10,024	9,892	10,408	10,284	10,608	10,944
延べ利用人数	2,024	2,077	2,184	2,136	2,208	2,280
給付費（千円）	132,528	131,983	133,191	140,128	144,568	149,155

介護予防訪問入浴介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	0	0	0	0	0	0
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0
給付費（千円）	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。

## ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

- ・訪問看護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問看護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

訪問看護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	115,305	122,600	128,986	140,832	145,296	149,904
延べ利用人数	17,446	19,090	20,088	21,180	21,852	22,548
給付費（千円）	892,655	963,967	1,046,312	1,100,807	1,135,684	1,171,719

介護予防訪問看護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	12,111	11,469	12,066	14,808	15,276	15,756
延べ利用人数	2,631	2,640	2,772	3,144	3,240	3,348
給付費（千円）	77,484	73,644	88,644	93,261	96,688	100,214

※令和5年度は見込み。

## エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・訪問リハビリテーションは、過去2年の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等より、今後は微増で推移すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

訪問リハビリテーション	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	8,969	8,513	8,957	9,276	9,564	9,864
延べ利用人数	1,648	1,572	1,656	1,704	1,752	1,812
給付費（千円）	64,390	61,105	63,271	66,566	68,675	70,854

介護予防 訪問リハビリテーション	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	1,691	1,195	1,258	1,260	1,296	1,332
延べ利用人数	332	266	276	264	276	288
給付費（千円）	11,274	7,805	7,946	8,360	8,667	8,983

※令和5年度は見込み。

## 才 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・居宅療養管理指導は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防居宅療養管理指導は、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

居宅療養管理指導	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	55,338	59,171	62,256	65,124	67,188	69,324
給付費（千円）	389,895	415,021	443,198	466,282	481,055	496,319

介護予防 居宅療養管理指導	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	4,821	4,409	4,644	4,692	4,836	4,992
給付費（千円）	30,291	28,316	29,802	31,355	32,507	33,692

※令和5年度は見込み。

## 力 通所介護

- ・通所介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

通所介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	141,697	142,052	149,450	157,896	162,900	168,072
延べ利用人数	15,365	16,348	17,196	17,976	18,540	19,128
給付費（千円）	1,127,687	1,120,834	1,197,016	1,259,360	1,299,261	1,340,486

※令和5年度は見込み。

## キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・通所リハビリテーションは、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

通所リハビリテーション	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	25,949	24,033	25,285	25,824	26,640	27,480
延べ利用人数	3,568	3,380	3,552	3,432	3,540	3,648
給付費（千円）	227,509	213,735	227,052	238,878	246,446	254,266

介護予防 通所リハビリテーション	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	764	691	732	708	732	756
給付費（千円）	27,091	23,940	24,060	25,314	26,244	27,201

※令和5年度は見込み。

## ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・短期入所生活介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所生活介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

短期入所生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回日数	30,362	32,695	34,398	41,580	42,900	44,256
延べ利用人数	3,286	3,480	3,660	4,212	4,344	4,476
給付費（千円）	270,208	296,168	359,508	378,232	390,216	402,597

介護予防 短期入所生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用日数	224	191	200	204	216	228
延べ利用人数	35	34	36	36	36	36
給付費（千円）	1,457	1,333	1,425	1,500	1,555	1,611

※令和5年度は見込み。

## ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- 短期入所療養介護は、過去の利用実績等が減少していますが、今後は増加すると見込んでいます。
- 介護予防短期入所療養介護は、介護サービス利用者の動向等より、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

### 【実績と計画】

短期入所療養介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	4,062	3,781	3,978	4,848	5,004	5,160
延べ利用人数	438	450	468	588	612	636
給付費（千円）	46,828	44,598	55,227	58,103	59,944	61,846

介護予防短期入所療養介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	32	9	0	0	0	0
延べ利用人数	6	2	0	0	0	0
給付費（千円）	340	92	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。

## コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- 特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- 介護予防特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

特定施設入居者生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	11,690	11,858	12,468	12,492	12,888	13,296
給付費（千円）	2,298,140	2,354,187	2,412,743	2,538,407	2,618,831	2,701,926

介護予防特定施設入居者生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	1,513	1,403	1,476	1,464	1,512	1,560
給付費（千円）	104,178	98,345	99,139	104,302	108,135	112,079

※令和5年度は見込み。

## サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ・福祉用具貸与は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防福祉用具貸与は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

福祉用具貸与	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	30,981	32,537	34,236	35,160	36,276	37,428
給付費（千円）	432,461	460,262	479,785	504,774	520,767	537,291

介護予防福祉用具貸与	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	6,759	6,898	7,260	7,332	7,560	7,800
給付費（千円）	34,222	36,473	38,405	40,405	41,890	43,418

※令和5年度は見込み。

## シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- ・特定福祉用具販売は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防特定福祉用具販売は、介護サービス利用者の動向等より、継続して増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

特定福祉用具販売	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	543	522	552	564	576	600
給付費（千円）	16,016	16,759	20,723	21,802	22,493	23,207

介護予防特定福祉用具販売	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	168	193	168	180	180	180
給付費（千円）	3,756	4,188	4,914	5,169	5,333	5,502

※令和5年度は見込み。

## ス 住宅改修・介護予防住宅改修

- ・住宅改修は、介護サービス利用者の動向等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防住宅改修は、介護サービス利用者の動向等より、継続して増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

住宅改修	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	379	346	360	396	408	420
給付費(千円)	28,619	26,847	34,658	36,463	37,618	38,812

介護予防住宅改修	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	249	282	204	192	204	216
給付費(千円)	14,768	16,393	19,784	20,815	21,474	22,156

※令和5年度は見込み。

## セ 居宅介護支援・介護予防支援

- ・居宅介護支援は、介護サービス利用者の動向等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防支援は、介護サービス利用者の動向等より、継続して増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

居宅介護支援	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	43,787	45,737	48,120	49,128	50,688	52,296
給付費(千円)	679,737	721,231	746,489	785,369	810,252	835,961

介護予防支援	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	8,976	8,897	9,360	9,708	10,020	10,332
給付費(千円)	45,553	45,487	48,099	50,604	52,464	54,377

※令和5年度は見込み。

## 2) 施設サービス

### ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、過去の利用実績及び第8期計画期における入所者の動向等より、引き続き増加すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

介護老人福祉施設	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	8,078	7,533	7,920	7,800	8,052	8,304
給付費（千円）	2,084,278	2,079,067	2,084,101	2,192,648	2,262,118	2,333,894

※令和5年度は見込み。

### イ 介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設は、過去の利用実績及び第8期計画期における入所者の動向等より、今後は増加すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

介護老人保健施設	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	3,506	3,621	3,804	4,092	4,224	4,356
給付費（千円）	1,062,338	1,097,380	1,123,962	1,182,502	1,219,968	1,258,677

※令和5年度は見込み。

### ウ 介護医療院

- ・介護医療院は、今後増加すると見込んでいます。

#### 【実績と計画】

介護医療院	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	236	299	312	396	408	420
給付費（千円）	91,222	113,104	132,731	152,723	157,562	162,561

※令和5年度は見込み。

### 3) 地域密着型サービス

#### ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、過去の利用実績等より、増加すると見込んでいます。

##### 【実績と計画】

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	450	410	432	552	564	576
給付費(千円)	64,283	72,251	102,575	107,918	111,232	114,660

※令和5年度は見込み。

#### イ 夜間対応型訪問介護

- ・夜間対応型訪問介護は、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。

##### 【実績と計画】

夜間対応型訪問介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	406	514	540	528	540	552
給付費(千円)	9,665	12,593	11,360	11,952	12,319	12,698

※令和5年度は見込み。

## ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- ・認知症対応型通所介護は、過去の利用実績等より、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- ・介護予防認知症対応型通所介護は、介護サービス利用者の動向等より、第9期計画の利用を0と見込んでいます。

### 【実績と計画】

認知症対応型通所介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	10,637	11,131	11,711	11,244	11,604	11,976
延べ利用人数	1,096	1,159	1,224	1,128	1,164	1,200
給付費（千円）	111,148	115,735	117,350	123,462	127,254	131,176

介護予防 認知症対応型通所介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	34	17	0	0	0	0
延べ利用人数	8	4	0	0	0	0
給付費（千円）	312	156	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。

## エ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等より、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

小規模多機能型居宅介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	1,268	1,265	1,332	1,440	1,488	1,536
給付費（千円）	256,200	282,898	313,985	330,338	340,484	350,978

介護予防 小規模多機能型居宅介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	68	62	60	60	60	60
給付費（千円）	5,259	5,185	5,341	5,619	5,797	5,981

※令和5年度は見込み。

## 才 看護小規模多機能型居宅介護

- ・看護小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等より、増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

看護小規模多機能型居宅介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	259	244	252	360	372	384
給付費（千円）	79,534	74,855	88,176	92,768	95,618	98,564

※令和5年度は見込み。

## 力 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・認知症対応型共同生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を〇と見込んでいます。

### 【実績と計画】

認知症対応型共同生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	1,872	1,844	1,944	1,920	1,980	2,040
給付費（千円）	496,491	495,912	512,501	539,194	555,755	572,884

介護予防 認知症対応型共同生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0
給付費（千円）	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。

## キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、過去の利用実績等より、微増すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用人数	849	848	888	864	888	912
給付費（千円）	255,455	259,171	253,827	267,047	275,249	283,733

※令和5年度は見込み。

## ク 地域密着型通所介護

- ・地域密着型通所介護は、過去の利用実績等より、増加すると見込んでいます。

### 【実績と計画】

地域密着型通所介護	第8期実績			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度
延べ利用回数	53,590	53,590	57,894	58,740	60,600	62,520
延べ利用人数	7,832	8,266	8,700	8,556	8,832	9,108
給付費（千円）	336,063	352,509	366,464	385,551	397,393	409,640

※令和5年度は見込み。

## 4) 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けている事業所が提供するサービスで、共生型訪問介護、共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護のサービス類型に分かれます。

## 5) 給付費の実績と見込み

【図表】 8-15 第8期計画（令和3年度～令和5年度）における給付費の実績

（単位：千円）

サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	合計
介護給付	訪問介護	1,618,162	1,741,963	1,872,938	5,233,063
	訪問入浴介護	132,528	131,983	133,191	397,701
	訪問看護	892,655	963,967	1,046,312	2,902,934
	訪問リハビリテーション	64,390	61,105	63,271	188,766
	居宅療養管理指導	389,895	415,021	443,198	1,248,114
	通所介護	1,127,687	1,120,834	1,197,016	3,445,537
	通所リハビリテーション	227,509	213,735	227,052	668,296
	短期入所生活介護	270,208	296,168	359,508	925,884
	短期入所療養介護	46,828	44,598	55,227	146,653
	特定施設入居者生活介護	2,298,140	2,354,187	2,412,743	7,065,070
	福祉用具貸与	432,461	460,262	479,785	1,372,508
	特定福祉用具販売	16,016	16,759	20,723	53,498
	住宅改修	28,619	26,847	34,658	90,124
	居宅介護支援	679,737	721,231	746,489	2,147,456
	小計	8,224,836	8,568,660	9,092,110	25,885,606
予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	77,484	73,644	88,644	239,772
	介護予防訪問リハビリテーション	11,274	7,805	7,946	27,026
	介護予防居宅療養管理指導	30,291	28,316	29,802	88,410
	介護予防通所リハビリテーション	27,091	23,940	24,060	75,091
	介護予防短期入所生活介護	1,457	1,333	1,425	4,216
	介護予防短期入所療養介護	340	92	0	431
	介護予防特定施設入居者生活介護	104,178	98,345	99,139	301,662
	介護予防福祉用具貸与	34,222	36,473	38,405	109,100
	介護予防特定福祉用具販売	3,756	4,188	4,914	12,858
	介護予防住宅改修	14,768	16,393	19,784	50,946
	介護予防支援	45,553	45,487	48,099	139,139
	小計	350,415	336,015	362,219	1,048,650
居宅サービス計		8,575,251	8,904,675	9,454,329	26,934,255
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,084,278	2,079,067	2,084,101	6,247,446
	介護老人保健施設	1,062,338	1,097,380	1,123,962	3,283,680
	介護療養型医療施設	68,686	30,411	12,432	111,528
	介護医療院	91,222	113,104	132,731	337,057
	施設サービス計	3,306,523	3,319,962	3,353,226	9,979,711
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	64,283	72,251	102,575	239,109
	夜間対応型訪問介護	9,665	12,593	11,360	33,618
	認知症対応型通所介護	111,148	115,735	117,350	344,233
	小規模多機能型居宅介護	256,200	282,898	313,985	853,083
	看護小規模多機能型居宅介護	79,534	74,855	88,176	242,564
	認知症対応型共同生活介護	496,491	495,912	512,501	1,504,904
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	255,455	259,171	253,827	768,454
	地域密着型通所介護	336,063	352,509	366,464	1,055,036
	介護予防認知症対応型通所介護	312	156	0	469
	介護予防小規模多機能型居宅介護	5,259	5,185	5,341	15,785
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
	地域密着型サービス計	1,614,412	1,671,265	1,771,579	5,057,256
給付費計		13,496,186	13,895,902	14,579,134	41,971,222

【図表】 8-16 第9期計画（令和6年度～令和8年度）における給付費の見込み

（単位：千円）

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
介護給付	訪問介護	1,970,487	2,032,918	2,097,422	6,100,827	
	訪問入浴介護	140,128	144,568	149,155	433,850	
	訪問看護	1,100,807	1,135,684	1,171,719	3,408,210	
	訪問リハビリテーション	66,566	68,675	70,854	206,095	
	居宅療養管理指導	466,282	481,055	496,319	1,443,655	
	通所介護	1,259,360	1,299,261	1,340,486	3,899,108	
	通所リハビリテーション	238,878	246,446	254,266	739,591	
	短期入所生活介護	378,232	390,216	402,597	1,171,045	
	短期入所療養介護	58,103	59,944	61,846	179,893	
	特定施設入居者生活介護	2,538,407	2,618,831	2,701,926	7,859,164	
	福祉用具貸与	504,774	520,767	537,291	1,562,832	
	特定福祉用具販売	21,802	22,493	23,207	67,502	
	住宅改修	36,463	37,618	38,812	112,893	
	居宅介護支援	785,369	810,252	835,961	2,431,581	
	小計	9,565,658	9,868,728	10,181,861	29,616,247	
	予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
		介護予防訪問看護	93,261	96,688	100,214	290,163
		介護予防訪問リハビリテーション	8,360	8,667	8,983	26,011
		介護予防居宅療養管理指導	31,355	32,507	33,692	97,554
介護予防通所リハビリテーション		25,314	26,244	27,201	78,758	
介護予防短期入所生活介護		1,500	1,555	1,611	4,666	
介護予防短期入所療養介護		0	0	0	0	
介護予防特定施設入居者生活介護		104,302	108,135	112,079	324,516	
介護予防福祉用具貸与		40,405	41,890	43,418	125,713	
介護予防特定福祉用具販売		5,169	5,333	5,502	16,005	
介護予防住宅改修		20,815	21,474	22,156	64,445	
介護予防支援		50,604	52,464	54,377	157,444	
小計		381,084	394,958	409,233	1,185,276	
居宅サービス計		9,946,742	10,263,687	10,591,095	30,801,523	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,192,648	2,262,118	2,333,894	6,788,660	
	介護老人保健施設	1,182,502	1,219,968	1,258,677	3,661,147	
	介護医療院	152,723	157,562	162,561	472,846	
	施設サービス計	3,527,873	3,639,647	3,755,132	10,922,652	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	107,918	111,232	114,660	333,810	
	夜間対応型訪問介護	11,952	12,319	12,698	36,969	
	認知症対応型通所介護	123,462	127,254	131,176	381,892	
	小規模多機能型居宅介護	330,338	340,484	350,978	1,021,800	
	看護小規模多機能型居宅介護	92,768	95,618	98,564	286,950	
	認知症対応型共同生活介護	539,194	555,755	572,884	1,667,833	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	267,047	275,249	283,733	826,029	
	地域密着型通所介護	385,551	397,393	409,640	1,192,584	
	複合型サービス	0	0	0	0	
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	5,619	5,797	5,981	17,397	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型サービス計	1,863,849	1,921,101	1,980,315	5,765,265	
	給付費計		15,338,464	15,824,435	16,326,542	47,489,440

※給付費については、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。

## 5 介護基盤整備について

第9期計画では、令和22年度までの中・長期的な視点で区における今後の高齢者人口の推移や区民ニーズを踏まえ、施設サービスの整備を進めるとともに、併せて高齢期に医療や介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、東京大学高齢社会総合研究機構<sup>13</sup>の協力を得ながら、24時間在宅ケアが提供できる地域を目指し、その拠点となる地域密着型サービスを整備していきます。

### 令和22年度（2040年度）までの整備方針

#### 1) 地域密着型サービス

- ・地域包括ケアシステムの拠点となる「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」は、計画目標を定め、在宅生活の継続を希望する区民ニーズに対応できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら公募による整備を進めます。令和8年度末の定員は、小規模多機能型居宅介護166人、看護小規模多機能型居宅介護29人を見込んでいます。
- ・「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」は、計画目標を定め、高齢者人口増に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、公有地の活用も視野に入れながら公募による整備を進めます。令和8年度末の定員は、176人を見込んでいます。
- ・「地域密着型通所介護」は、供給バランスが取れるよう、「（看護）小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のさらなる普及促進を図る影響を考慮し、介護保険事業計画に定める見込量の範囲内での整備とします。
- ・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」及び「認知症対応型通所介護」は、在宅生活の継続を支える基盤として、既存事業所の利用率や区民ニーズを踏まえ、新規整備の必要性を検討していきます。
- ・「新たな複合型サービス」<sup>14</sup>は、区民ニーズ及び事業者の参入意向を踏まえ、新規整備の必要性を検討していきます。

#### 2) 施設サービス

<sup>13</sup> 東京大学高齢社会総合研究機構と区は、平成31年4月1日、フレイル予防等の介護予防施策を始め、高齢者の生活支援や在宅医療・介護など地域包括ケアシステムに関する分野について連携協定を締結した。

<sup>14</sup> **新たな複合型サービス** 令和6年度報酬改定に伴い、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせ提供する新たな複合型サービスの創設が社会保障審議会にて検討されている。

- 「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」は、第9期計画における整備計画はありませんが、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した施設を整備し、第10期計画における定員は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）と合わせて、740人を見込んでいます。  
また、老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。
- 「介護老人保健施設」は、要介護状態の高齢者が在宅に復帰することを支援するため、既存事業所を活用して入所を進めます。

### 3) その他のサービス

- 「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）」は、東京都が必要定員利用総数を示しており、文京区は区中央部圏域（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）に位置付けられています。当該圏域における整備ニーズに対して本区における整備比率が高いことから、地域偏在が進まないよう、人口動態を踏まえた区内のニーズを検討し、文京区有料老人ホーム設置基準（2022 文福介第 2480 号令和4年 12 月 28 日区長決定）に基づき整備します。令和8年度末の定員は、1,171人を見込んでいます。

【図表】 8-17 第9期介護基盤年度別整備計画

事業種別	令和 5年度 末	第9期				累計	令和22年度 末（第14 期）定員見込 み
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	計		
小規模多機能型居宅 介護	5 (137)	—	—	1 (29)	1 (29)	6 (166)	253人
看護小規模多機能型 居宅介護	1 (29)	—	—	—	—	1 (29)	58人
認知症対応型共同生 活介護（認知症高齢 者グループホーム）	9 (158)	—	—	1 (18)	1 (18)	10 (176)	230人
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホー ム）・地域密着型介護 老人福祉施設入所者 生活介護（地域密着 型特別養護老人ホー ム）	9 (633)	—	—	—	—	9 (633)	740人
特定施設入居者生活 介護（有料老人ホー ム）	14 (1,059)	1 (56)	1 (56)	—	2 (112)	16 (1,171)	1,267人*

\*上段数字は施設数、下段数字は（定員）、第9期の年度は事業開始年度を示す。

\*令和22年度末の定員見込みについては、次期以降の計画策定時における高齢者の人口動態、利用状況やニーズ等に応じ、適宜見直していきます。

※ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）については、東京都の区中央部圏域の人口推計を基に試算しているため、最新の各区の状況に基づき、最終案までに算出します。

## 6 第1号被保険者の保険料の算出

第9期介護保険事業計画期間の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、以下の考え方を基にして算出しています。

## 1) 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、区市町村の被保険者が利用する介護サービスの水準を反映した金額になります。

そのため、介護保険料は、介護保険事業計画期間における介護サービスの利用見込量に応じたものとなり、その利用量が増えれば保険料は上がり、減れば下がる仕組みとなっています。

平成12年度の介護保険制度発足以来、本区の第1号被保険者数は32,479人から44,252人（令和5年8月末）に増加して約1.4倍となり、また、要介護・要支援認定者数は、3,674人から9,165人（令和5年8月末）に増加して約2.5倍、介護給付費は約49億円から約154億円（令和5年度末見込み）に増加して約3.1倍になっています。

こうした状況を踏まえ、本区の介護保険料基準額は、第1期は2,983円でしたが、第8期は6,020円となり、約2.0倍になっています。

また、全国平均基準額（月額）の介護保険料も、第1期（平成12年度～平成14年度）は2,911円でしたが、第8期（令和3年度～令和5年度）は6,014円となり、約2.1倍になっています。

今後も、高齢者人口及び要介護・要支援認定者の増加等の影響により、介護保険事業費は増加し、介護保険料基準額も上昇すると見込まれます。

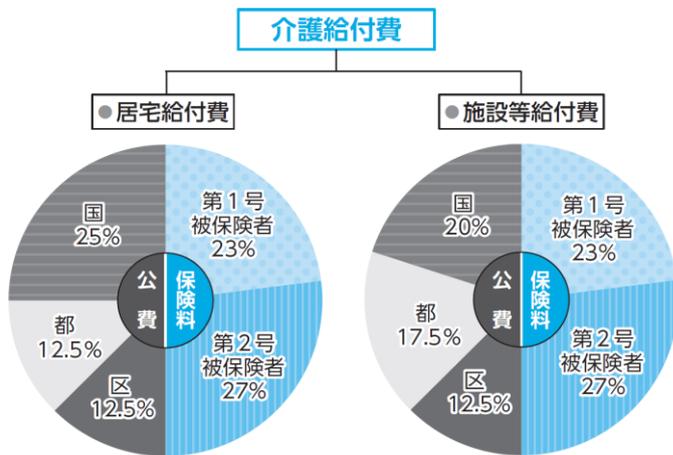
## 2) 介護給付費等の負担割合（財源構成）

### ①介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費（50%）と、40歳以上の被保険者が負担する保険料（50%）で構成されています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。

【図表】8-18 介護給付費の負担割合



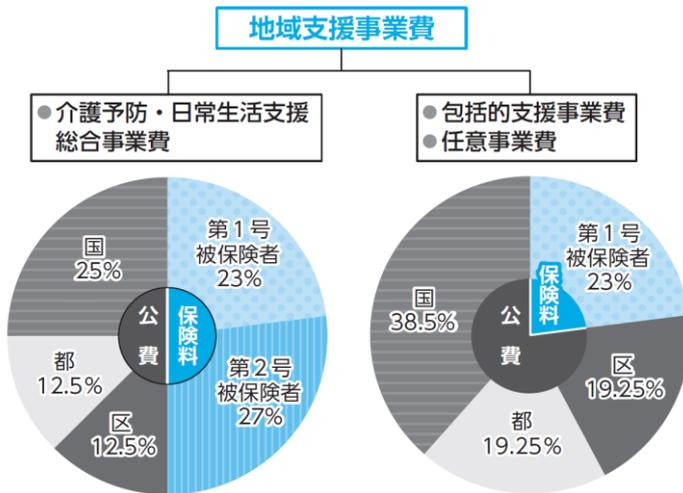
※居宅給付費：施設等給付費以外の保険給付費  
 ※施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費  
 ※国の負担割合には、調整交付金を含む。

## ②地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。

【図表】 8-19 地域支援事業費の負担割合



\*介護予防・日常生活支援総合事業費に係る国の負担割合には、調整交付金を含む。

## 3) 第9期計画期間の介護保険料基準額の算出について

介護保険料基準額は、第9期における介護給付費と地域支援事業費の見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定します。

第9期の介護保険料基準額の算定基礎となる介護保険事業費は、3年間で約500億円を見込んでおり、第8期の実績と比較して約1.1倍程度増加する見込みです。

この介護保険事業費から、第9期の介護保険料算定基礎額は\_\_\_\_\_円となります（詳しくは、「6）第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定」の中で述べています。）。算定に当たっては、次の①の要因を反映させています。

介護保険料算定基礎額に、次の②、③の要因を勘案し、最終的な介護保険料基準額が算定されることとなります。

### ① 介護報酬の改定

令和5年度中に、第9期の介護報酬の改定案が示される予定となっています。

介護報酬の改定により介護給付費見込みが増加又は減少することで、介護保険料算定基礎額も増減します。現在のところ、その内容については未定です。

### ② 利用者負担の見直し等

利用料が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し、65歳以上の高所得者の保険料引き上げ並びに介護老人保健施設及び介護医療院における多床室の室料の自己負担の導入について、本年末までに国の判断が示される予定となっております。

これらにより、介護保険事業費は、減額となる影響を受けます。

### ③ 介護給付費準備基金の活用

令和4年度末の介護給付費準備基金<sup>15</sup>の残高は、約22億6千万円となっています。

保険料上昇抑制のため、この残高から「第9期の基金として必要な額」、「国の財政調整交付金の減額への対応として残す額」、「令和5年度の給付費の増加による基金取崩」を考慮したうえで活用額を決定します。

## 4）第9期計画期間の介護保険料の段階及び比率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する比率は、保険者が判断して設定することができます。

第9期の保険料段階及び比率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次のとおり設定します。

### ① 介護保険料の段階設定

第8期に引き続き、第9期の介護保険料の段階数は15段階とします。

<sup>15</sup> **介護給付費準備基金** 介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするもの。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期間において歳入に繰り入れることとなっている。

各段階を区分する基準所得金額は、第8期と同様とします。

## ② 住民税非課税者の保険料軽減

第8期に引き続き、第2段階の保険料比率（0.75）と第4段階の保険料比率（0.90）は国基準から0.05引下げ、第2段階の保険料比率（0.70）、第4段階の保険料比率（0.85）とします。

## ③ 保険料比率について

第9期は、保険料比率を据え置きます。なお、第8期に引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費（国 1/2、都道府県 1/4、区市町村 1/4）を投入し、世帯非課税層における保険料の負担割合を軽減（第1段階 0.50→0.30）、第2段階 0.70→0.45、第3段階 0.75→0.70）します。

# 5) 第9期における介護保険事業費の見込み

## ① 第9期介護給付費の見込み

総給付費に特定入所者介護（予防）サービス費などを加えた介護給付費は、第9期（令和6～8年度）で約500億円を見込んでいます。

【図表】 8-20 第9期介護給付費の見込み

（単位：千円）

介護給付費	第9期計画			合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総給付費（A）	15,338,464	15,824,435	16,326,542	47,489,440
居宅サービス給付費	9,946,742	10,263,687	10,591,095	30,801,523
施設サービス給付費	3,527,873	3,639,647	3,755,132	10,922,652
地域密着型サービス給付費	1,863,849	1,921,101	1,980,315	5,765,265
その他給付額（B）	803,150	828,596	854,887	2,486,633
特定入所者（予防）サービス費等給付額	194,201	200,354	206,711	601,266
高額介護（予防）サービス費等給付額	523,350	539,932	557,063	1,620,345
高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額	85,599	88,311	91,113	265,022
保険給付費計[(A)+(B)]	16,141,614	16,653,031	17,181,429	49,976,073
審査支払手数料（C）	18,386	18,969	19,571	56,926
合計[(A)+(B)+(C)]	16,160,000	16,672,000	17,201,000	50,030,000

## ②第9期地域支援事業費②第9期地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、第9期（令和6～8年度）で約25億円を見込んでいます。

【図表】8-21 第9期地域支援事業費の見込み

単位：千円

地域支援事業費	第8期計画			合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域支援事業費	819,728	820,265	820,807	2,460,800
介護予防・日常生活支援総合事業	452,260	452,450	452,659	1,357,369
包括的支援事業費・任意事業費	367,468	367,815	368,148	1,103,431

※第9期地域支援事業費の見込みにおける内訳は、「第7章 地域支援事業費の推進」の「4 4)地域支援事業に要する費用の見込み」を参照。

## ③第9期介護保険事業費の見込み

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、第9期（令和6～8年度）で約525億円を見込んでいます。

【図表】8-22 第9期介護保険事業費の見込み

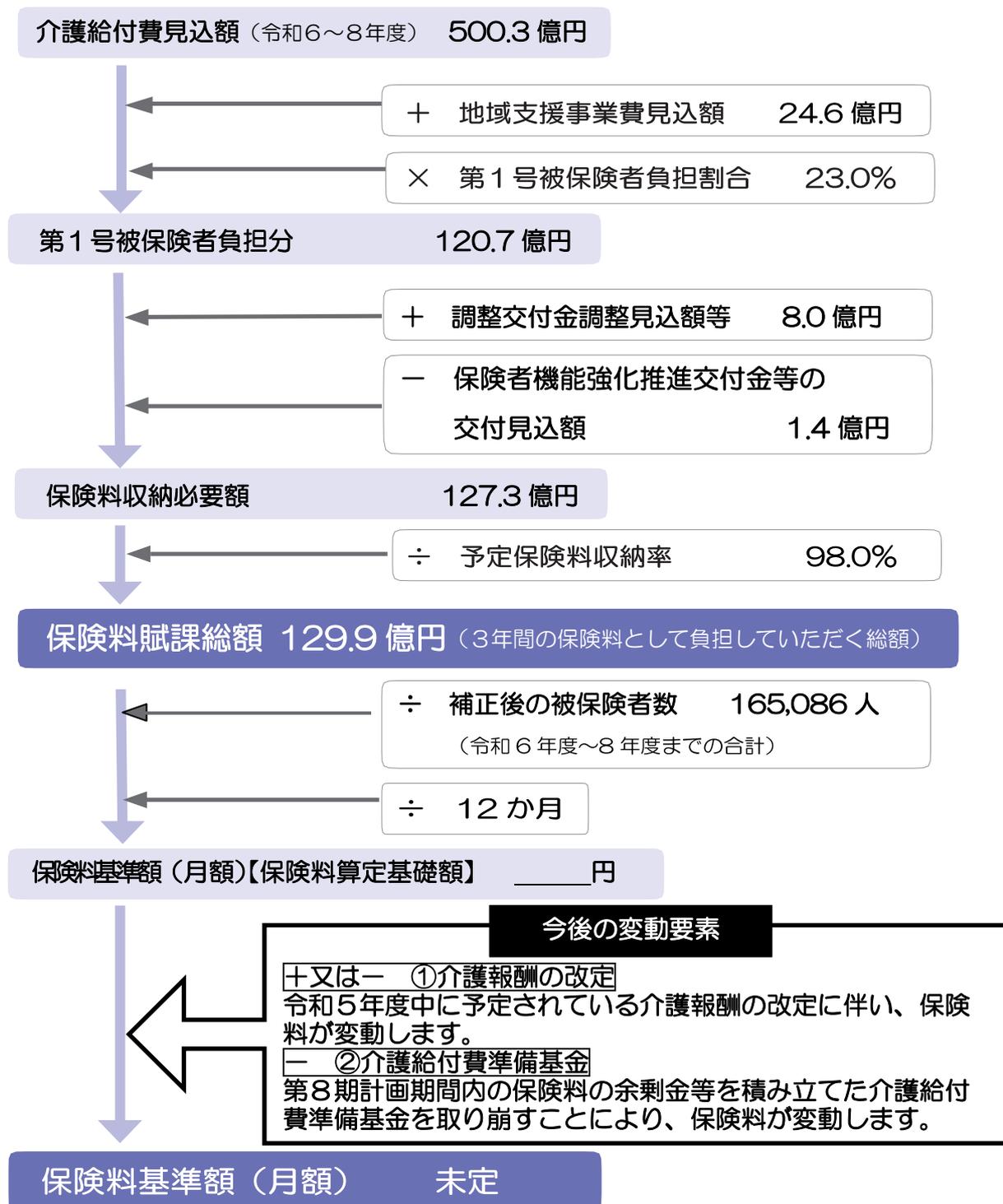
単位：千円

介護保険事業費	第8期計画			合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付費	16,159,561	16,672,319	17,201,348	50,033,229
地域支援事業費	819,728	820,265	820,807	2,460,800
合計	16,979,289	17,492,584	18,022,155	52,494,029

## 6) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定

第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料基準額は、次のとおりです。

【図表】8-23 第1号被保険者保険料の算定手順



【図表】8-24 第9期保険料基準額

第9期保険料基準額	令和6～8年度	月額 未定
-----------	---------	-------

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のとおりです。

【図表】 8-25 所得段階別介護保険料

第9期（令和6～8年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料	第8期との差額
			(月額保険料)	
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			
第2段階	住民税非課税世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下		
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	
第4段階	住民税非課税本人が住民税課税で世帯に	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		
第5段階(基準額)			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満		
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満		
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満		
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満		
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満		
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満		
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満		
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満		
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満		
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上		

参考（第8期 令和3～5年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料
			(月額保険料)
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	21,700円 (1,800円)
第2段階	住民税非課税世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	32,500円 (2,700円)
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
第4段階	住民税非課税本人が住民税課税で世帯に	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	61,400円 (5,100円)
第5段階(基準額)			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	83,100円 (6,900円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	90,300円 (7,500円)
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	101,100円 (8,400円)
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満	119,200円 (9,900円)
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	130,000円 (10,800円)
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	151,700円 (12,600円)
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	180,600円 (15,000円)
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	202,300円 (16,800円)
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	231,200円 (19,200円)
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上	252,800円 (21,000円)

※月額保険料は、目安として百円単位で表示。

※第1段階から第3段階までの基準額に対する割合については、保険料軽減実施後の割合。

(本来の割合) 第1段階…0.50 第2段階…0.70 第3段階…0.75

※介護報酬の影響等により、保険料率は変更となる場合がある。

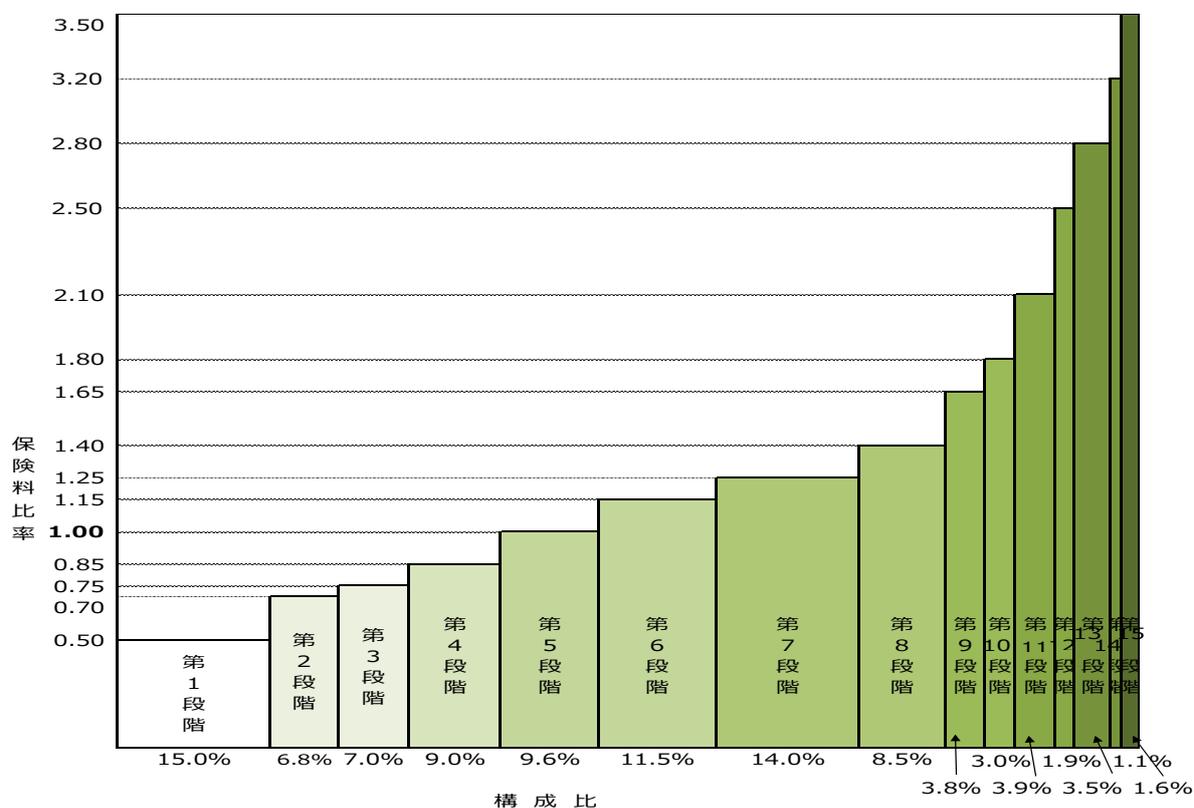
【図表】 8-26 保険料段階別第1号被保険者数

単位：人

段 階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計(A)	構成比	基準額との比率(B)	補正被保険者数(A)×(B)
第1段階	6,745	6,845	6,946	20,536	15.0%	0.50	10,268
第2段階	3,042	3,087	3,132	9,262	6.8%	0.70	6,483
第3段階	3,149	3,196	3,243	9,587	7.0%	0.75	7,191
第4段階	4,061	4,121	4,182	12,364	9.0%	0.85	10,510
第5段階	4,319	4,383	4,447	13,150	9.6%	1.00	13,150
第6段階	5,194	5,271	5,348	15,814	11.5%	1.15	18,186
第7段階	6,287	6,380	6,474	19,141	14.0%	1.25	23,927
第8段階	3,805	3,862	3,918	11,585	8.5%	1.40	16,219
第9段階	1,700	1,725	1,751	5,176	3.8%	1.65	8,540
第10段階	1,332	1,352	1,372	4,055	3.0%	1.80	7,300
第11段階	1,744	1,770	1,796	5,310	3.9%	2.10	11,151
第12段階	859	872	885	2,615	1.9%	2.50	6,538
第13段階	1,582	1,606	1,629	4,817	3.5%	2.80	13,486
第14段階	476	483	490	1,449	1.1%	3.20	4,638
第15段階	704	714	725	2,143	1.6%	3.50	7,502
合 計	44,999	45,668	46,337	137,004	100.0%		165,086

\*表中の数値は四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合がある。

【図表】 8-27 保険料段階別第1号被保険者数構成比



## 7) 令和 22 年度（2040 年度）の介護保険料算定基礎額等

本区の第 1 号被保険者数は、令和 22 年に 58,821 人になると推計しており、令和 5 年の 44,252 人（8 月末）と比べ、約 32.9%増加すると見込んでいます。

また、要介護・要支援認定者も令和 22 年度に 13,376 人になると推計しており、令和 5 年度の 9,165 人（8 月末）と比べ、約 45.9%増加すると見込んでいます。

上記を基に、令和 22 年度（第 14 期）の介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額を算出します。

※令和 22 年の第 1 号被保険者数は、令和 5 年 1 月時点の人口推計に基づき算出したもの。





## 第9章

# 介護保険制度の運営

## 第9章 介護保険制度の運営

### 1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

---

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とするよう支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることが重要です。

そのため、高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発の取組を積極的に推進するとともに、地域における介護予防等の取組を通じて、高齢者等が地域社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供し、社会的役割を担うことによる生きがいづくりを支援していきます。

#### 1) 高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発の取組を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

#### 2) 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場等で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場等に参加する取組を推進します。

#### 3) リハビリテーション専門職との連携

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。

また、リハビリテーションサービス提供の場の拡充等、必要な対策を検討していきます。

#### 4) 口腔機能向上や低栄養防止に係る指導

歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養予防等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態等になることを予防します。

#### 5) ボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進

元気な高齢者が様々なサービスの担い手として活躍できる場や機会を整え、社会参加や社会的役割を持つことにより、生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

## 2 介護給付の適正化

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な介護や医療のサービスを提供する制度です。

制度上では、老後の生活が誰の責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されています。このため、介護給付を必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要とするサービスを見極め、介護サービス事業者がルールに従って過不足なく提供していくことがとても大切です。

適切な介護サービス提供の確保により、費用の効率化等を通じた介護給付の適正化を図ることができます。

区は保険者として、東京都が策定する東京都介護給付適正化計画に基づいて介護給付適正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。

### 1) 要介護認定の適正化

#### ①要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は、本区職員や居宅介護支援事業者等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異なるように、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図っていきます。

また、委託した認定調査票の内容について、本区職員による全件点検を継続することで、公平公正性を確保していきます。

#### ②要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票における内容の精度を高め、充実させるための取組を実施しています。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有の取組をより一層推進していきます。

## 2) 適切なケアマネジメント等の推進

### ①介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修・連絡会の実施等

ケアマネジャーの資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会を設置して、研修会を実施しています。

さらに、区内の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）のネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換や研修の場を提供するなど、ケアマネジャー相互や区との連携を一層充実させ、包括的・継続的ケアマネジメントを支援していきます。

### ②ケアマネジメント支援事業の実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、平成 18 年から高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、区と協働でケアマネジャーを対象に講演会やワークショップなどの研修を実施しています。

今後も、介護保険サービス利用者の自立支援及び自分らしい生活の実現に資することを目的に、ケアマネジメント力の向上のための事業を実施していきます。

### ③ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画等）が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、また、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等を、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャー及び事業者の三者で定期的に点検し、より良いケアプランが作成されるよう支援を行うことで、ケアマネジャーの資質の向上を図っていくとともに、給付実績等の帳票活用等により、効果的な点検を実施していきます。

### ④福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が正しく判断されているか、また、計画どおりに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行い、適正に利用されているか確認しています。

年間 15 件を目標に、任意に抽出した利用者宅に訪問調査を実施します。

## 3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

### ①事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し集団指導を行います。

また、事業所を訪問し、運営指導及び監査を実施します。運営指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているかを確認するために、関係書類等を基に事業者に対し説明を求めて指導を行います。

こうした指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

なお、運営指導により重大な指定基準違反及び人格尊重義務違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては、速やかに監査に切り替え、東京都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。

## ②苦情・通報情報の活用

本区では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられる場合については、ケアプラン「居宅（介護予防）サービス計画」等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施しています。

## ③縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行っています。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施しています。

令和3年度介護報酬改定における以下の改定事項について、経過措置期間が終了する令和6年度から、対象サービス事業者が必要な対応を行うことが義務化されます。

### 経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧

名 称		対象サービス	経過措置の概要
1	感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
2	業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
3	認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス <small>※無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く</small>	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
4	高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
5	施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
6	施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
7	事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化	訪問リハビリテーション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる(未実施減算)。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。

※ 全事項の経過措置期間の終了予定日は、令和6年3月31日

## 4) 区民及び被保険者等への介護保険制度に関する説明の充実

### ①サービス利用に関する情報提供

適切なサービスの利用に資するため、区報、本区ホームページ及びパンフレット等により、給付適正化への理解を図っています。

さらに、介護サービス利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるために、介護サービス事業者情報や定期的に更新されるサービスの空き情報等を検索できるシステムを運用するとともに、区ホームページ内に厚生労働省や都福祉局ホームページへのリンクを設け、タイムリーな情報提供を行っています。

#### <啓発用パンフレット・チラシ>

##### ○わたしたちの介護保険

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。

##### ○わたしたちの介護保険便利帳

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。(持ち運び用冊子)

##### ○ハートページ(介護サービス事業者ガイドブック)

本区における介護保険の相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種介護サービス事業者をリスト化しています。なお、冊子と同様の事業者情報を掲載したWEBページも開設しています。

##### ○高齢者のための福祉と保健のしおり

本区や社会福祉協議会が行っている高齢者のための福祉サービス・保健サービスを分かりやすくまとめています。

##### ○文京区認知症ケアパス知っておきたい! 認知症あんしん生活ガイド

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口、地域のサポート・サービス等を紹介しています。

##### ○こんにちは高齢者あんしん相談センターです

高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の役割やお問い合わせ先を紹介しています。

#### <情報サイト等の運用>

##### ○介護サービス事業者情報検索等システム

介護サービス事業者向けの情報サイトを開設し、最新の介護関係情報や本区主催の研修会情報を提供することで介護サービスの質の向上を図っています。

さらに、所在地やサービスの種類から、簡便に事業者の基本情報や介護サービスの空き情報及び事業所の求人情報を区民が検索できるシステムも運用しています。

#### <事業概要>

##### ○文京の介護保険

本区における介護保険制度のあゆみや認定者、保険料及び介護サービス等の状況や実績等をまとめています。

## ②介護保険相談窓口

本区の介護保険課の相談窓口では、専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの相談や苦情に対応しています。

サービス利用者が介護保険制度を十分に理解し、適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、介護サービス事業者に対しても、サービス提供がより適切に行われるよう助言・指導しています。

また、区内4つの日常生活圏域ごとに設置する高齢者あんしん相談センターでは、高齢者等からの様々な相談や、権利擁護に関する相談の支援等を行っています。

なお、これらの対応については、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携し、充実を図っています。

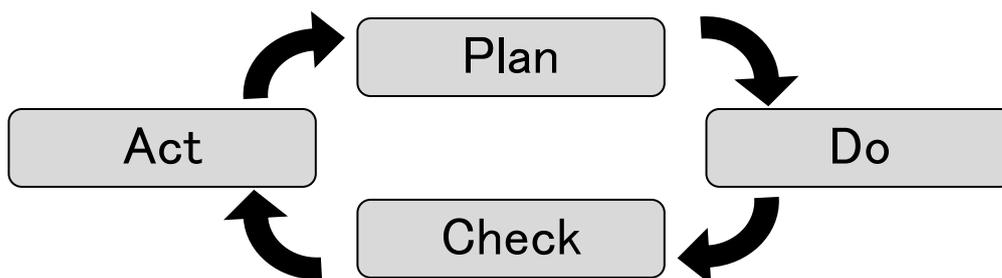
### 3 PDCAサイクルの推進による保険者機能強化

国の基本指針では、自立支援、介護予防・重度化防止や介護給付の適正化に関する施策の実施状況及び目標の達成状況について、年度ごとに調査及び分析を行うとともに、計画の実績に関する評価を実施し、必要があると認められるときは、次期計画に反映するPDCAサイクルの推進を明記しています。

そのため、国では自治体への財政的奨励策として、保険者機能強化推進交付金、令和2年度には介護保険保険者努力支援交付金を創設しました。

本区においても、国の基本指針に従い、地域福祉推進協議会高齢者部会等において、PDCAを確実に実施することで保険者機能の強化を図り、これら交付金を活用し、安定した介護保険制度の運営を図っていきます。

【図表】 9-1 PDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

## 4 介護人材の確保・定着等

高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくためには、介護サービスを提供する事業所に勤務する人材（以下「介護人材」という。）の確保が必要不可欠です。

東京都の試算では、2025年（令和7年）に、約3万1千人の介護人材が不足するとしており、本区においても今後、介護サービス基盤の維持に、2040年（令和22年）には千人規模の介護人材の不足が予測されます。

また、本区の高齢者等実態調査（令和4年度）では、介護サービス事業者の54.1%が従業員の不足を感じており、そのうちの60.9%の事業者は「採用が困難」と回答するなど、現状においては大変厳しい状況となっています。

介護人材の不足は、全国共通の課題であり、その背景として賃金など他職種との競合や職場環境、介護に対するイメージなど様々な要因が絡み合っています。

このような状況に対し、国は、地域と二人三脚で「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を進めるための対策に総合的・計画的に取り組むこととしています。

国においては、平成29年度に介護報酬にキャリアパスの構築を要件とした新たな介護職員処遇改善加算を導入しており、さらに、令和元年10月に勤続年数等を考慮して介護職員処遇改善加算に上乗せする形で算定できる介護職員等特定処遇改善加算を導入しています。

東京都においては、国の動向等も踏まえ、「働きやすい職場環境の醸成」、「介護現場のマネジメント改革」、「地域の特色を踏まえた支援の拡充」の3つの方向性をまとめ、参入促進や再就職支援、育成、普及啓発など幅広く事業を実施しています。

本区においては、介護の魅力を高めるため、平成21年度から介護サービス事業者と協働で実施しているイベント「アクティブ介護」に加え、介護の仕事啓発番組配信、平成29年度から出張講座等を実施し、幅広い年代への理解促進に取り組んでいます。

また、介護サービス事業者連絡協議会における研修や情報提供などにより、介護職員の資質向上と介護サービス事業者間のネットワークづくりを行っています。

平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、職員の確保・定着を図るとともに、施設における災害時・緊急時対応の体制整備を図っています。

平成30年度からは、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者・実務者に対する資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また、同時に、外国人介護福祉士候補者の受入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助しています。平成31年度からは、福祉避難所に指定された区内地域密着型サービス事業所の介護職員等の宿舍借上げ費用を補助しています。令和4年度からは、介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。

さらに、介護人材確保・定着の取組を効果的、効率的に進めるため、国による処遇改善や東京都による事業者支援等と併せた包括的な事業を、介護サービス事業者と連携して実施します。

また、介護分野の文書に係る負担軽減を図り、事業者の生産性の向上に資するため、介護サービス事業所等の指定申請等について様式の標準化や文書の削減、オンライン申請システムの利用などの取組を進めていきます。

なお、職場環境の向上や介護職員の負担軽減に効果が期待されているICT等の導入については、職員の習熟など様々な課題があることから、先行事業所の取組や国のモデル事業の検証等を踏まえ、支援方法について引き続き検討を進めていきます。

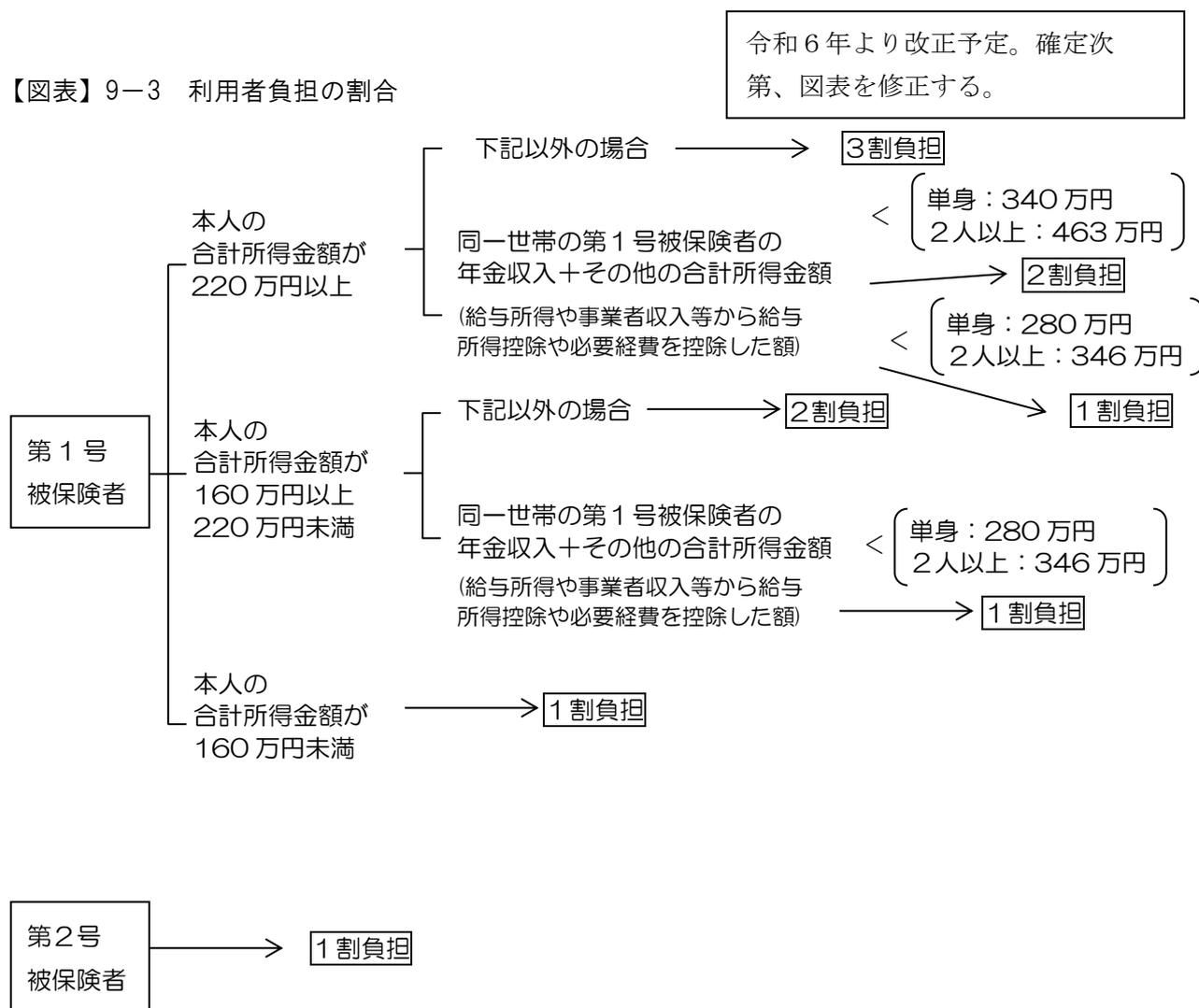
## 5 利用者の負担割合等の制度

介護保険サービス負担は、原則、1割となっています。

ただし、第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある場合の自己負担は、2割又は3割となります。

要介護・要支援の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

【図表】9-3 利用者負担の割合



## 1) 保険料個別減額制度

本区では、保険料の所得段階が第2段階、第3段階に該当する方のうち、次の1から5までの要件をすべて満たした場合に、第1段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

【図表】9-4 保険料個別減額制度該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	前年の収入額	120万円以下	170万円以下	220万円以下	1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等	240万円以下	340万円以下	440万円以下	1人増えるごとに100万円を加えた額
3	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
4	住民税課税者と生計をともにしていないこと又は住民税課税者の扶養を受けていないこと				
5	原則として保険料を滞納していないこと				

※預貯金等には、債権等も含まれる。

## 2) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費（滞在費）・食費が低所得者にとって過重な負担とならないように、利用者負担段階に応じた負担限度額を設けています。

具体的には、限度額と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス費として負担します。

【図表】9-5 特定入所者介護サービス費負担限度額

利用者 負担段階	居住費（日額）				食費（日額）		
	ユニット 型 個室	ユニット 型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サー ビス	短期 入所 サー ビス	
第 1 段 階	●本人及び世帯全員が住民 税非課税で、老齢福祉年 金の受給者 ●生活保護の受給者	820円	490円	①320円 ②490円	0円	300円	300円
第 2 段 階	本人及び 世帯全員が住民税非課税 で、課税年金収入額+非課税 年金収入額+ その他の合計所得金額が80 万円以下の方	820円	490円	①420円 ②490円	370円	390円	600円
第 3 段 階 ①	本人及び世帯全員が住民税 非課税で、課税年金収入額+ 非課税年金収入額+ その他の合計所得金額が80 万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	①820円 ②1,310円	370円	650円	1,000円
第 3 段 階 ②	本人及び世帯全員が住民税 非課税で、課税年金収入額+ 非課税年金収入額+ その他の合計所得金額が 120万円超の方	1,310円	1,310円	①820円 ②1,310円	370円	1,360円	1,300円
第 4 段 階	住民税世帯課税者 ※表の額は、基準費用額 （国が定めた平均的な額）	2,006円	1,668円	①1,171円 ②1,668円	①855円 ②377円	1,445円	1,445円

上記図表における①②について

①：介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

②：介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）、短期入所療養介護

※特定入所者介護サービス費の支給における預貯金の要件については、単身の場合、第2段階は650万円以下、第3段階①は550万円以下、第3段階②は500万円以下、夫婦の場合、1,000万円を加えた額以下。なお、別居の配偶者が住民税課税者の場合は当該サービス費の支給対象外。

令和6年より改正予定。確定次第、図表等を修正する。

### 3) 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階に該当する方は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。

ただし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件（世帯の年間収入から施設での利用者負担（居住費・食費を含む。）の見込額を差し引いた額が80万円以下など）を満たす場合は利用者負担段階の第3段階②が適用されます。

### 4) 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費の支給

月々の介護保険サービス（福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。）及び総合サービス事業の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた額を高額介護（介護予防）・高額総合サービス費として支給し、負担を軽減します。

【図表】9-6 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費

利用者負担段階	負担上限額（月額）
<b>住民税世帯課税【第4段階】</b>	
●課税所得 690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得 380万円以上 690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得 380万円未満	世帯 44,400円
<b>住民税世帯非課税等【第3段階】</b>	
●課税年金収入及びその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方【第2段階】	世帯 24,600円 個人 15,000円
●高齢福祉年金の受給者	
●生活保護の受給者【第1段階】	
●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円 個人 15,000円

### 5) 高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費の支給

世帯内での医療、介護保険サービス及び総合サービス事業のそれぞれの利用者負担額を合算した年額（8月から翌年7月まで）が負担限度額を超えたとき、申請によりそれぞれの制度から支給し、負担を軽減します。

そのうち、介護保険サービスと総合サービス事業では、高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費として支給されます。

【図表】9-7 高額医療・高額介護・高額総合合算自己負担限度額「算定基準額」

所得区分 ※1		後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上の方 がいる世帯)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70~74歳 の方がいる世帯)	所得区分 ※1 (基礎控除後の総 所得金額等)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の方がい る世帯)
課税所得 690万円以上		212万円	212万円	901万円超	212万円
課税所得 380万円以上		141万円	141万円	600万円超 901万円以下	141万円
課税所得 145万円以上		67万円	67万円	210万円超 600万円以下	67万円
一般		56万円	56万円	210万円以下	60万円
住民税 非課税	Ⅱ※2	31万円	31万円	住民税世帯 非課税	34万円
	Ⅰ※3	19万円	19万円		

※1 毎年7月31日時点の、医療保険の所得区分を適用する。

※2 世帯員全員が非課税の方

※3 世帯員全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、Ⅱの31万円となるので、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となることがある。

## 6) 生計困難者の利用料軽減制度

要件（収入が単身で150万円以下や預貯金が単身で350万円以下など）をすべて満たし、申請により認定を受けると、該当する介護サービスに係る費用（利用者負担額・食費・居住費）のうち25%（高齢福祉年金受給者は50%）を軽減します。

ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都に減額の申出を行っている場合に対象となります。